

「TEENS SQUARE TOKYO PROJECT 2026」参加者募集要項

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総合的に推進しています。

「東京都こども基本条例」では、全ての子供が、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子供を育む環境を整備していくこととしており、子供をはじめ、都民の多くの皆様と、この理念を共有していくことが重要です。

東京都はこの度、令和7年度から2年度にわたって、東京の10代の子供たちが、都庁各局及び企業等と連携したワークショップや海外都市及び東京都以外の国内都市の子供たちとの交流を通して、「こどもにやさしい都市」を自ら考え、発信していく「TEENS SQUARE TOKYO PROJECT 2026」（以下「本プロジェクト」という。）を開催します。

ついては、本プロジェクトに参加いただける方を下記のとおり募集します。

記

1 主催

東京都（主管：子供政策連携室企画調整部企画調整課）

2 本プロジェクトの概要

本プロジェクトは、ワークショップ、シンポジウム、振り返り会及び最終報告会で構成されます。また、プロジェクト参加後には、東京都こども基本条例の普及啓発に寄与すべく、ワークショップやシンポジウムに参加して得た経験や気づきを周りに伝える「アンバサダー活動」に取り組んでいただきます。

全体のスケジュールは、別紙1「予定表」をご覧ください。

（1）ワークショップ（全10回）

ア 概要

第1回から第6回までは、こどもの権利や東京都こども基本条例について学びながら、「こどもの居場所」や「こどもの不安や悩みの相談」をテーマに、都庁各局や企業等と連携したワークショップやフィールドワークを実施します。これらの活動を通じて、「こどもにやさしい都市」のあり方を、多角的に考えていきます。

第7回以降は、令和8年8月のシンポジウムに向けて、発表資料の作成や交流に向けた企画の運営等の準備を進めていきます。

イ 日程予定（各回半日程度）

第1回：令和7年11月16日（日曜日）

第2回：令和7年12月14日（日曜日）

第3回：令和8年1月18日（日曜日）

第4回：令和8年2月23日（月曜日）

第5回：令和8年3月22日（日曜日）

第6回：令和8年4月下旬の日曜日

- 第7回：令和8年5月下旬の日曜日
- 第8回：令和8年6月下旬の日曜日
- 第9回：令和8年7月中旬の日曜日
- 第10回：令和8年8月上旬の日曜日

※ 第6回以降の具体的な日程については、参加決定後に別途御連絡します。

ウ 場所予定

都庁第二本庁舎1階二庁ホール、各連携企業先、各フィールドワーク先

エ 参加費

無料

なお、活動に伴う交通費・通信費等は自己負担となります。

(2) 交流プログラム（シンポジウムやフィールドワーク）

ア 概要

「わたしが考える『こどもにやさしい都市』」をテーマに、「こどもの居場所」や「こどもの不安や悩みの相談」をサブテーマとして設定し、海外都市や東京都以外の国内都市の10代のこどもたちとともに、都市ごとの発表や意見交換（シンポジウム）、フィールドワーク等を行います。国内外の多様な視点を通じて、「こどもにやさしい都市」のあり方を共に考え、最終報告につなげていきます。

イ 場所予定

都庁、都内施設

ウ 日程

令和8年8月17日（月曜日）から同月19日（水曜日）まで
各日、現地集合及び現地解散の予定です。宿泊は伴いません。

エ 参加費

交流プログラムに係る以下の費用について、東京都で負担します。これ以外の費用については、参加者で御負担ください。

（ア）交流プログラム行程内の交通費（自宅から会場までの往復の交通費は除く。）

（イ）交流プログラム行程内の食事代

（ウ）交流プログラム行程内の実施に係る経費

(3) 振り返り会

ア 概要

最終報告に向けて、シンポジウムでの各都市の発表・意見交換を通して感じたことや考えたことをまとめていきます。

イ 日程

令和8年9月下旬の日曜日

※ 具体的な日程については、参加決定後に別途御連絡します。

ウ 場所予定

都庁第二本庁舎1階二庁ホール

エ 参加費

無料

なお、活動に伴う交通費・通信費等は自己負担となります。

(4) 最終報告会

ア 概要

ワークショップで連携した企業等に対し、シンポジウムを通して考えた「こどもにやさしい都市」について最終発表を行います。

イ 日程

令和8年10月以降

ウ 場所予定

各連携企業先等

エ 参加費

無料

なお、活動に伴う交通費・通信費等は自己負担となります。

(5) アンバサダー活動

プロジェクト終了後の1年間、学校内など様々な機会をとらえて、プロジェクト活動で学んだことや考えたことを自らの言葉で発信をお願いします。また、可能な範囲で条例の理念の普及啓発に係る東京都子供政策連携室の事業への協力をお願いします。

【発信の例】

学校内での報告会企画、学校のウェブサイト等への掲載等

【当室事業への協力の例】

小中学校での出張型ワークショップでの発信、子供政策に関する国際会議での発信や運営協力、子供政策連携室HPへの渡航成果の寄稿、活動を通じ条例の理念に関し学んだことをまとめた報告書の作成等

3 修了証

ワークショップから最終報告会までの一連の活動に参加した方には、修了証を授与します。

4 求める人材像

本プロジェクトでは、次のような人材を参加者として求めます。

(1) 本プロジェクトを通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材

・(社会参画力と社会貢献力)

社会の課題に関心を持ち、自分の考えを発信し、より良い社会づくりに貢献しようとする力

・(コミュニケーション力)

異なる背景を持つ多様な人々と真摯に向き合い、対話して協力しながら物事を進める力

・(多様性理解と共感力)

国内外の10代との交流を通じて、異なる文化や価値観に触れ、他者を理解し尊重する姿勢

・(探求心と情報収集力)

探求心を持ち続け、視野を広げ情報収集しようとする姿勢

・(創造力と企画力)

好奇心を原動力にして、自由な発想で新たなアイデアを生み出し、形にしていく力

・(発信力・表現力)

自分の考えや経験を、文章やプレゼンなどを通じて社会に伝える力

・(チームワークとリーダーシップ)

仲間と協力しながら目標に向かって取り組み、必要に応じてリーダーシップを発揮する力

・(自己理解と自己肯定感)

活動を通じて自分の強みや課題に気づき、自分らしさを認める力

(2) 本プロジェクトの参加メンバーとしてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自立性を有する人材

(3) 本プロジェクトで実施するワークショップ、シンポジウム、振り返り会及び最終報告会等における諸活動に主体的に参加する人材

(4) 本プロジェクト参加後に、ワークショップやシンポジウムに参加して得た経験や気づきを周りに伝える「アンバサダー活動」に主体的に参画する人材

5 募集概要

(1) 募集人数

20 名程度

(2) 募集期間

令和7年9月9日(火曜日)から同年10月6日(月曜日)まで

(3) 応募要件

以下の要件全てを満たす方が対象です。

ア 令和7年4月時点で、都内在住又は在学の①中学生、②高校生又は①・②に相当する年齢であること。

イ 参加に当たり保護者の同意が得られること。

ウ 本プロジェクトで実施するワークショップ、シンポジウム、振り返り会及び最終報告会に参加する意思を表明すること。

エ 規律ある団体行動ができること。

(4) 応募方法

ア 応募フォームから必要事項を入力の上、御応募ください。

(URL) <https://logoform.jp/form/tmgform/1205891>

(二次元コード) 右記のとおり



イ 応募フォームから正常に応募が完了すると、登録されたメールアドレス宛てに確認メールが自動送信されますので、必ず御確認ください。

ウ 応募フォームからの応募が難しい場合は、「8 問合せ先」に御連絡ください。

6 参加者の決定

応募フォーム内の応募理由・課題作文等による1次選考を行い、1次選考通過者のみ2次選考(面談)を実施して参加者を決定します。

(1) 1次選考(書類選考)

ア 応募者の多様性を考慮するとともに、応募理由及び課題作文等による書類選考を実施します。

イ 書類選考に当たっては、以下の視点を踏まえ、審査します。

- (ア) 本プロジェクトへの意欲を伺うことができ、本プロジェクトにおける活躍が見込めるか。
- (イ) 発達段階に応じた自身の言葉で自分の意見を表現しているか。
- (ウ) 本プロジェクトの「求める人材像」に一致しているか。
- (エ) 本プロジェクトへの参加で得た経験を、社会や同世代、自分自身の将来に還元しようとしているか。

ウ 令和7年10月中旬を目途に 1次選考通過者にのみ2次選考の御案内をします。

(2) 2次選考(面談)

ア 1次選考通過者との面談(都庁内会議室)による選考を実施します。

イ 日時は10月下旬、20分程度を予定しています。具体的な面談日時は、1次選考通過者と個別に調整します。

ウ 選考結果は、合否にかかわらず、2次選考対象者全員に御連絡します。

7 留意事項

- (1) 当日体調不良等のやむを得ない理由でワークショップに現地での参加が難しい場合のみ、オンライン参加が可能です。
- (2) 応募に当たっては、必ず保護者の同意を得てください。参加決定者には、「参加者及び参加者保護者同意書」を別途提出いただきます。
- (3) 別紙2「個人情報の取扱いについて」に同意の上、御応募ください。
- (4) 参加決定者には、活動中の安全確保のため、決定後、アレルギーの有無、既往歴、かかりつけ医、緊急連絡先などの情報提出をお願いする予定ですので、御承知おきください。
- (5) 東京都、東京都の委託先、交流する国内・海外都市、マスコミ等が、ワークショップやシンポジウム等での活動の様子を撮影、録画し、公式ウェブサイト、SNS、広報物、普及啓発活動等において公開することがございます。
- (6) 選考結果に対する個別の質問には回答しません。
- (7) やむを得ない事情により中止又は内容が変更となる場合がございます。
- (8) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合、第三者のメールアドレス、その他の個人情報等を不正に使用した場合、選考結果を無効とする場合があります。
- (9) 主催者は、本プロジェクトに関連して生じた参加者の損害について、主催者の故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。
- (10) 本プロジェクト参加者の方には、本プロジェクト終了後も、可能な範囲で東京都子供政策連携室のその他の事業に御協力をお願いする場合があります。

8 問合せ先

東京都子供政策連携室企画調整部企画調整課

03-5388-3812 (平日 9:00~17:00)

TEENS SQUARE TOKYO PROJECT 2026予定表

日 付	時間	内 容	場 所
9月9日（火）	17時	募集開始	-
10月6日（月）	24時	募集締切	-
10月中旬	-	1次選考（書類選考）結果通知 * 1次選考通過者にのみ結果をメールで通知します。	-
10月下旬	-	2次選考（面談） * 1人20分程度、日時は、1次選考通過者と個別に調整します。	都庁内会議室
11月頭	-	2次選考（面談）結果通知 * 可否にかかわらず、2次選考対象者全員に結果をメールで通知します。	-
令和7年11月16日（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ①	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール
令和7年12月14日（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ②	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール
令和8年1月18日（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ③	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール 又はフィールドワーク先（予定）
令和8年2月23日（月）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ④	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール 又はフィールドワーク先（予定）
令和8年3月22日（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑤	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール 又は連携企業先、フィールドワーク先 （予定）
令和8年4月下旬の（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑥	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール 又は連携企業先、フィールドワーク先 （予定）
令和8年5月下旬の（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑦	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール（予定）
令和8年6月下旬の（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑧	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール（予定）
令和8年7月中旬の（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑨	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール（予定）
令和8年8月上旬の（日）	13:30-17:00（予定）	ワークショップ⑩／シンポジウムリハーサル	都庁、都内施設（予定）
令和8年8月17日（月） ～ 8月19日（水）	PM（予定）	シンポジウム 1 日目（交流）	都庁、都内施設（予定）
	終日（予定）	シンポジウム 2 日目（会議）	都庁、都内施設（予定）
	AM（予定）	シンポジウム 3 日目（視察）	都内子供向け施設（予定）
令和8年9月下旬の（日）	13:30-17:00（予定）	振り返り会	都庁第二本庁舎 1 階二庁ホール（予定）
令和8年10月以降	未定	最終報告会	各連携企業先等（予定）

TEENS SQUARE TOKYO PROJECT 2026 における個人情報の取扱いについて

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE TOKYO PROJECT 2026」（以下「本プロジェクト」という。）の応募に際して、下記の内容に同意いただいた上で、御応募をお願いします。

記

- 1 応募に際し、東京都が取得した個人情報は、本プロジェクトの実施に限り利用します。
- 2 東京都は、取得した個人情報の安全管理措置として、漏洩、滅失又は毀損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 3 東京都は、本プロジェクトの実施を委託した事業者（以下「委託先」という。）に、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、東京都は、個人情報の適切な取扱いに係る契約を委託先と交わし、その履行を監督します。
- 4 東京都が取得した個人情報は、あらかじめ明示した取得目的の範囲内で利用することとし、法令で定める場合その他特別な理由のある場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を開示・提供することはありません。
- 5 御本人からの求めにより、東京都が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去（以下「開示等」という。）に応じます。個人情報の開示等を希望される場合の請求、その他の個人情報に関するお問合せ等については、東京都までお申し出ください。開示等を行う場合は、御本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証等）の掲示をお願いします。